

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年11月29日 午前10時00分 招集
2. 令和元年11月29日 午前10時00分 開会
3. 令和元年11月29日 午前10時37分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
人権啓発課長	園田達也	財政課長	山口貴生
教育課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
農業委員会事務局長	渡邊一倫		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について（議長）

日程第4 諸般の報告について（市長）

日程第5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

まず、市民部長より発言の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議会の冒頭、大変申し訳ございませんが、議案集で誤りがございましたので、お詫びして訂正をさせていただきます。

議案集の 52 ページをお願いしたいと思います。議員の皆様のお手元に正誤表をお配りいたしておりますが、52 ページの人権擁護委員の推薦ですね、諮問の第 4 号になります。よろしいでしょうか。岩下俊自さんの任期のところですが、「令和 2 年 3 月 31 日」と明記されているところを「4 月 1 日」に訂正をお願いしたいと思います。

次の裏の資料の部分、参考資料になりますが、略歴を書いておりますが、これは佐藤和夫さんの分の略歴の平成 23 年と 26 年、29 年度も 1 月となっているのを、それぞれ 4 月に訂正をおねがい申し上げます。

大変申し訳ないと思っておりますが、今後も十分気をつけて資料を確認したいと思っております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） それでは、改めまして、令和元年年第 3 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末を控え多忙な折にも関わりませず、第 3 回定例会の本会議にご出席いただきましたことにお礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長から説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきま

すようにご協力をお願い申し上げまして、開会の言葉といたします。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、令和元年第 3 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、9 番議員、園田浩文君、10 番議員、菅敏徳君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告いたします。

議会運営委員会を 11 月 22 日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては、今定例の付議事件が条例の一部改正 5 件、各会計補正予算 5 件、公の施設の指定管理者の指定 20 件、人事案件 2 件及びその他 5 件、並びに陳情 1 件の合計 38 件であることから、会期を本日 11 月 29 日から 12 月 16 日までの 18 日間といたしました。会期日程につきましては、議員各位に配布してあるとおりであります。ご了承を願います。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。人事案件 2 件を除く議案 36 件につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。議案等の審議については、ただ今申しましたように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

なお、今定例では公の施設の指定管理者の指定について 20 議案が提出されておりますが、委員会付託は各施設を管理する所管課が所属する委員会への付託となりますので、募集から指定に関して業務を行っております財政課は、説明委員として各常任委員会へ出席を要請することといたしました。今後、他の案件におきましても、各常任委員会の審査にあたり内容が所管外に及ぶ場合には、委員会審議を充実させるため、関係課は説明委員として出席することを議会運営委員会で申し合わせを行ったところであります。

次に、一般質問の取り扱いについて報告します。まず、一般質問の通告期限であります。12 月 3 日の午後 5 時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。

なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については指定された時間を有効に活用するためにも、わかりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質問と質疑とならないよう気をつけていただきますよう併せてお願い申し上げます。

また、執行部におかれましては、質問内容に対し的確な答弁に努められますようお願いいたします。

なお、質問時間ではありますが、答弁も含め 45 分といたしておりますので、議員各位にご理解をお願いいたします。

最後になりましたが、本日、議会終了後は全員協議会を開くことにいたしておりますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について、報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第 3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第 3「諸般の報告」を行います。

皆様のお手元に報告書をお配りしておりますので、主なものについてご報告させていただきます。

まず、監査委員より令和元年 7 月分から 9 月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、9 月議会で可決されました主要農作物種子法に代わる熊本県独自の条例制定を求め意見書については、10 月 18 日に県知事に対し提出を行いました。

次に、議長会等の開催状況についてご報告いたします。

はじめに、第 271 回熊本県市議会議長会が 10 月 15 日、16 日にかけて宇城市において全国市議会議長会の第 107 回評議委員会が、11 月 6 日、7 日にかけて東京において、県北市議会連絡協議会が 11 月 13 日に菊池市において、それぞれ開催されました。また、研修会として阿蘇市町村議会議員研修が 10 月 29 日に産山村において、阿蘇市町村議会正副議長研修が 11 月 7 日、8 日にかけて宮崎県方面でそれぞれ開催されました。詳細については後でご覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 4 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第 4、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

冒頭に、10月の台風19号と一連の豪雨は、関東・甲信・東北地方など広範囲にわたり、河川堤防の決壊、洪水、土砂崩れなど甚大な被害を発生させ、今なお経済・社会の多層にわたり深刻な影響を与えています。ここに改めて、ご遺族の方、被害に遭われた皆様方に衷心よりお見舞い申し上げ、被災地の着実な復旧復興と一刻も早く安心安全な暮らしに戻られることを切に願っています。

中岳第一火口は、噴火警戒レベル2に引き上げられ7箇月が経過、10月7日に発生した噴火は現在も継続しており、依然、活動の高まった状態が続いています。なお、降灰対策については、既に県阿蘇地域振興局に遅滞ない対応を求めており、今後も火山活動を注視し、関係機関と連携を図りながら対策を講じてまいります。

また、10月は市政報告会を市内11箇所で開催、14回目となる本年は600人以上の参加をいただきました。はじめに執行部から市政運営の現状や今後の取り組み等を報告した後に、会場から地域の課題・要望など多数のご意見等がありました。寄せられた貴重なご提言等を真摯に受け止め、取り組んでまいります。

それでは、令和元年第3回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

火山防災について、11月26日に国・県及び自衛隊・警察本部など35機関と連帯し、爆発的噴火を想定した救助救出訓練を実施、有事の際、迅速かつ円滑な対応ができるよう訓練を含め関係機関と緊密な連携強化に努めます。

防災行政無線デジタル化整備事業は、当初計画を変更し、来年度に実施設計・本体整備工事をプロポーザル方式で一括発注するため、現在、基本設計に着手、令和3年度の完了を目指します。

また、阿蘇警察署移転に伴う一の宮地区の交番設置要望は、市内16団体から要望書が届き、12月6日に各団体代表とともに県警本部に再度強く要望してまいります。

9月の職員採用統一試験では、障がい者の法定雇用率確保には至らず、現在、土木専門職等と併せ再募集し、1月に採用試験を実施する予定です。

次に、市民部関係について報告します。

【福祉課】

建設中の波野保育園は、11月6日に上棟式を執り行い、現在、保育室を含む園舎内部・保育園専用取り付け道路を施工中であり、安全管理に細心の注意を払い完成を目指します。

第2回定例会全員協議会で説明しました来年度実施予定の18歳までの児童医療費無償化は、関係保険医療機関等へ説明、事務手続き等のご理解を得ましたので、関係条例改正案を本議会へ上程しています。

【ほけん課】

11月に子育て世代の育児支援ツールとして子育て支援アプリ「あそっこ」を導入しまし

た。スマートフォン等で「子どもの健診や成長記録」及び「予防接種スケジュール管理」が可能となり、乳幼児健診の受診忘れや予防接種漏れ防止等の効果が期待できます。また、子育て情報配信など便利な機能もあり、安心安全な子育てツールの利用促進に努めます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

九州農政局は2019年産米の熊本県内の作況指数を10月末に発表、前回までの「平年並み」（作況指数98）から修正され、「94」の不良となりました。全国平均「99」を大きく下回り、特に阿蘇地域の作況指数は日照不足等の影響もあり「91」と県内で最も低く、深刻な状況となっています。今後も安定した農業経営が図れるよう、農地集積をはじめ集落営農組織の法人化に向けた取り組みを行い、生産コスト縮減・各種補助事業の活用など関係機関と連携し、農家所得向上につながるよう努めてまいります。

国営大野川上流地区土地改良事業は、本年度で大蘇ダム事業が完了する計画であり、来年度から水の供用が本格的に開始され、国営・県営で整備された施設の維持管理は2市1村（竹田市・阿蘇市・産山村）と関係土地改良区が協力して実施します。

また、阿蘇東部地区の農業振興は、地元の方々の意見を十分にお聞きし、対応していきます。

【観光課】

訪日外国人旅行者誘客に向け、国のビジットジャパン地方連携事業を活用し、福岡市、嬉野市、別府市、久留米市と連携のもと、11月にベトナムから大手旅行会社を招聘、旅行商品造成・販売の促進に努めてきました。今後は、現地向けのPR映像で情報発信し、「九州“阿蘇”」の認知度向上や旅行需要喚起に取り組んでまいります。

阿蘇サイクルツーリズムは、10月5日に「第2回阿蘇絶景満喫ライド」、11月17日に「第3回RIDE in ASO」を開催、両イベントを通じ阿蘇のサイクルツーリズムの魅力を発信しました。また、「一般社団法人民間活力開発機構」と連携した大阿蘇シェアバイク事業は、事業開始から80日間で524回の電動アシスト付き自転車の利用があり、うち約3分の1（172回）が外国人旅行者利用となっています。今後、実験結果を検証し、滞在・周遊・交流につながる体験プログラムづくりを進めます。

また12月8日13時半から、子ども達が大変楽しみにしている人気漫画「ONE PIECE」に登場する「ウソップ」の像が、阿蘇駅前ロータリー内でお披露目されます。アニメファンをはじめ、多くの方々が継続して訪れるスポットとなるよう取り組みます。

【まちづくり課】

10月1日から実施している「阿蘇市プレミアム付商品券」事業は、10月末現在、対象者に占める住民税非課税の方の申請率は25%、購入率は13%、子育て世帯の購入率は25%であり、販売額は約2,470万円となっています。

子育て世帯には、市から直接購入引換券を送付しますが、住民税非課税の方は申請書を提出いただいた後に購入引換券を送付する仕組みであるため、手続きの煩雑さ等が低調な購入率の要因とも考えられます。地域内消費を喚起・下支えする目的もあるため、今後も広報やお

知らせ端末等で周知を図ってまいります。

また、去る 6 月に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は東京 2020 聖火リレー実施市町村に本市を含む県内 13 市町村を選定し、本市は来年 5 月 7 日に実施となりました。コースの詳細は、12 月中旬頃に大会組織委員会から正式に発表される予定です。本市で開催できることは、地震からの復興の姿と阿蘇の魅力を世界中に発信できる機会であり、聖火リレーの成功に向け準備を進めてまいります。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者の方々等への買い物支援が求められる中、波野地域で運行している福祉バスを活用し、買い物等移動支援の試験的实施を検討しています。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

震災での災害復旧工事は、尾籠橋など橋梁 3 箇所、河川 1 箇所を復旧中であり、大詰めを迎えています。本年度発生の公共土木施設災害復旧工事も、災害査定が終了し、随時発注を行っています。

国道 57 号北側復旧ルートの特トンネル部は本坑全線貫通後の覆工工事が完了、現在車道部分のコンクリート工事が進められており、また、トンネル部以外も、盛土工事・橋梁工事が進み、日を追うごとに道路の線形が見えてきました。

中九州横断道路は、10 月下旬から 11 月上旬に国土交通省・財務省及び熊本県選出国会議員の方々へ要望活動を実施、11 月 17 日は竹田市荻地区で「竹田阿蘇道路」の測量・調査に着手する「中心杭打ち式典」が行われ、また 11 月 30 日は阿蘇の未知を考える女性の会主催で、『中九州横断道路早期完成・「竹田阿蘇道路」阿蘇地域事業推進決起集会』が、国立阿蘇青少年交流の家で開催されます。

平成 14 年度策定の白川水系河川整備計画の変更について、住民説明会が 11 月上旬に開催され、今後の白川とその水系である黒川の更なる安全度向上、河川環境の整備と保全につなげるため、概ね 30 年間の河川整備計画について県土木部河川課等から説明がありました。なお、黒川河川は、下流域整備が喫緊の課題であり、遊水地をはじめ河道拡幅計画が盛り込まれる予定です。

【住環境課】

12 月 8 日、永草蛇の尾の市有地において、東海大学教授が代表となって設立された「一般社団法人地域共生・資源活用協会」が自然環境・地下水保全活動の一環で広葉樹植林活動を行います。当日は、県内高校生・大学生もボランティアで参加される予定です。

下水道事業は、市道内牧幹線 4 号の舗装改修に併せ公共樹の撤去等を 11 月に着工、道路内の約 40 箇所の下水道公共樹の改善を行います。

災害公営住宅の状況は、3 団地の建築工事も進み 12 月から入居予定の方の見学会や契約手続き説明会を開催します。

次に教育部関係について報告します。

【教育課】

学校施設のエアコン設置工事は、7 月の入札後、夏休みに着工、進捗率は 11 月末で約

74%であり、来年2月末の竣工に向け取り組んでいます。

社会教育活動は、11月に「阿蘇市文化祭」、「阿蘇市こども芸術祭」が開催され、多くの市民の方々にご来場いただき、文化活動発表の場として、充実した文化の祭典となりました。

また、12月14日は、長目塚古墳が発掘調査されて70周年、併せて県史跡に指定されて60周年を迎えたことで、将来の文化財保護・考古学研究に「中通古墳群」が果たす役割を考えるシンポジウムを開催します。

社会体育活動は、11月に「阿蘇市民スポーツ大会」が開催され、また12月1日は、今回新たな会場として「農村公園あびか」周回コースで「阿蘇市民地域対抗駅伝大会」を開催します。多くの皆様のご声援をよろしくお願いいたします。

以上、第3回定例会の開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和元年第3回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第73号「阿蘇市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について」

議案第74号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」

議案第75号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」

議案第76号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第77号「阿蘇市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について」

本件は、子育て世代の経済的負担軽減や子育て環境の充実に向け、医療費助成制度の対象年齢を18歳まで拡充したいので、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第78号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第4号補正であります。

歳入では、阿蘇駅前の無電柱化事業に係る国県補助金、強い農業づくり支援事業等の農業関係県補助金等を追加しております。

歳出では、道路維持費、農業振興費及び児童福祉施設費等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億1,334万2,000円を追加し、

歳入歳出予算総額を 180 億 3,622 万 9,000 円としました。

議案第 79 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では国庫支出金、繰入金を追加し、歳出では総務費、保険給付費、予備費を追加、国民健康保険事業費納付金を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,435 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 6,964 万 1,000 円としました。

議案第 80 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では繰入金を減額し、諸収入を追加、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金、予備費を減額し、保健事業費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 218 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 4 億 3,600 万 3,000 円としました。

議案第 81 号「令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では繰入金を追加し、歳出では水道管理費を追加、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,730 万 1,000 円としました。

議案第 82 号「令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では繰入金を追加し、歳出では委員会費、水道管理費を追加し、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 2,978 万 3,000 円としました。

議案第 83 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)」

議案第 84 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮町中央駐車場)」

議案第 85 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)」

議案第 86 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇中央公園)」

議案第 87 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農林水産物処理加工施設)」

議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設)」

議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市古代の里キャンプ村)」

議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農村環境改善センター)」

議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市高品質堆肥製造施設)」

議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市阿蘇体育館)」

議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市阿蘇体育館武道場)」
議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市阿蘇多目的広場)」
議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市阿蘇農村公園あびか)」
議案第 96 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市温水プール・温泉施設)」
議案第 97 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市交流促進センター)」
議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市就業改善センター)」
議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮体育館)」
議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド)」

議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮運動公園)」
議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市光ネットワーク施設)」

本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 103 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について」

本件は、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により構成団体の議会において、同文議決を求めるものであります。

議案第 104 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」
議案第 105 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」
議案第 106 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」
議案第 107 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」
諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期満了(令和 2 年 3 月 31 日)に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、議案 37 件(条例 5 件、予算 5 件、諮問 2 件、その他 25 件)を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(湯浅正司君) 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、午前 10 時 45 分から全員協議会を開きますので、全員協議会室にお集まりお願いいたします。

お疲れ様でした。

午前 10 時 37 分 散会